

(案)

資料8

令和8年 月 日

高知県公安委員会
事務室長 様

高知県公文書管理委員会
会長 ○○ ○○

高知県公文書等の管理に関する条例第14条第3項の規定による諮問に
ついて (答申)

令和8年1月22日付け高公委員発第9号により諮問のあった下記の事項につ
いては、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県公安委員会公文書管理規則を立案どおり一部改正することについて